

議題

訪問看護ステーションの規模の適正化について

訪問看護ステーションの看護職員数について

- ・ 常勤職員の確保が困難
- ・ 人材確保が必要

訪問看護ステーションの継続について

- 24時間体制を組むことや1人にかかる負担が大きい
- 紹介会社を通じて若い看護師が集まり作ったステーションが増えており、協力が不可欠である
- オール対応型ステーションにとって大規模化はよい方法であるが、特化型ステーションの場合にはあまり必要ない
- 多様な専門性の集合体としての事業所構成の提案
- 大規模化（利用者数、職員数、対応できる医療）定義の明確化が必要
- 大規模化の整備が必要
- 実態調査による把握が必要
- 県内の地域により、夜間対応の実情は異なるが実態は把握できていない

その他

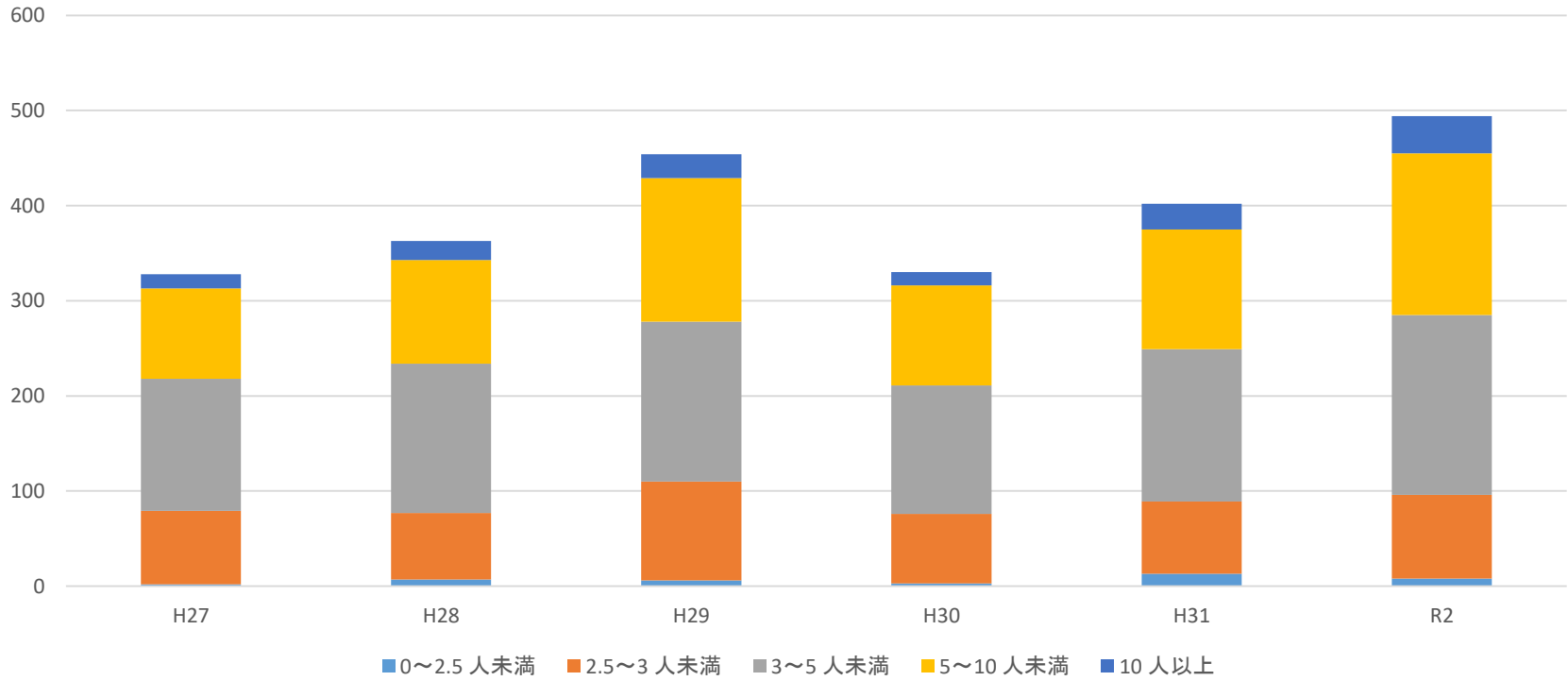
- 教育支援ステーションの位置づけの再考が必要
- 施設開設準備経費等支援事業費補助金事業等のアピールが必要
- 機能強化型Ⅲ取得のための出向事業の提案
- 在宅医療連携法人等の制度活用による人材交流や雇用促進
- 大規模化に係るシステム導入等への補助の提案
- 管理者が経営について学ぶ機会がない（大規模化の方法が分からない）
- 管理者が一人体制であると経営について考える余裕がない
- 経営マネジメントを習得する機会と費用支援の提案
- 管理者の負担が大きく、計画的な人材育成が困難

など

過去5年間の看護職員数(常勤換算) 別事業所数

看護職員数(常勤換算)は平成27年度から5年間でおよそ1.5倍に増加している。
→研修等の事業が訪問看護職員の増加の一助となっている。

常勤換算数別事業所の推移(H27～R2)



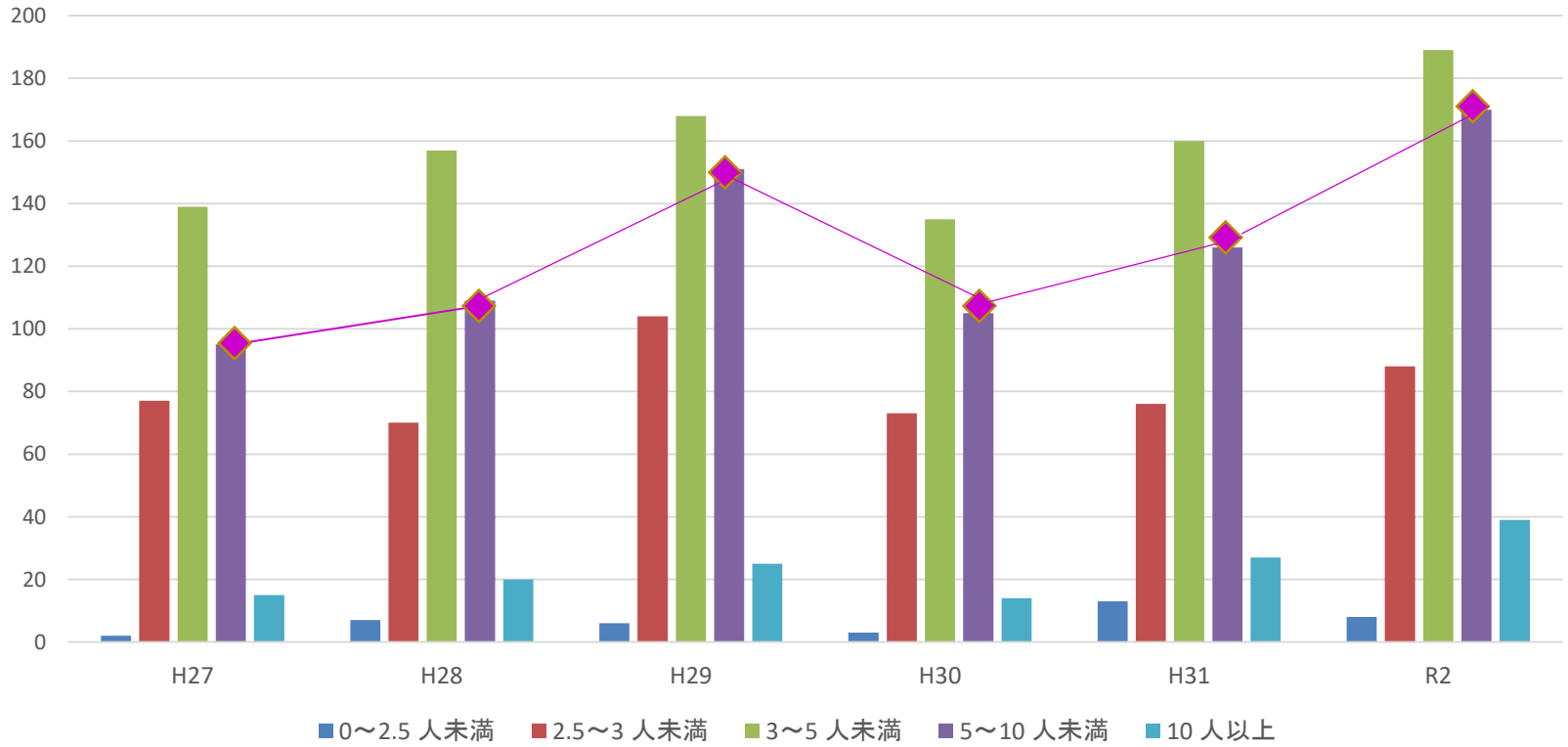
回収率: H29年度82.4%、H30年度67.1%

(出典: 神奈川県看護職員就業実態調査結果)

過去5年間の看護職員数(常勤換算) 別事業所数

看護職員数(常勤換算)は5～10人未満の事業所の増加率が最も高い。

看護職員常勤換算数別事業所数

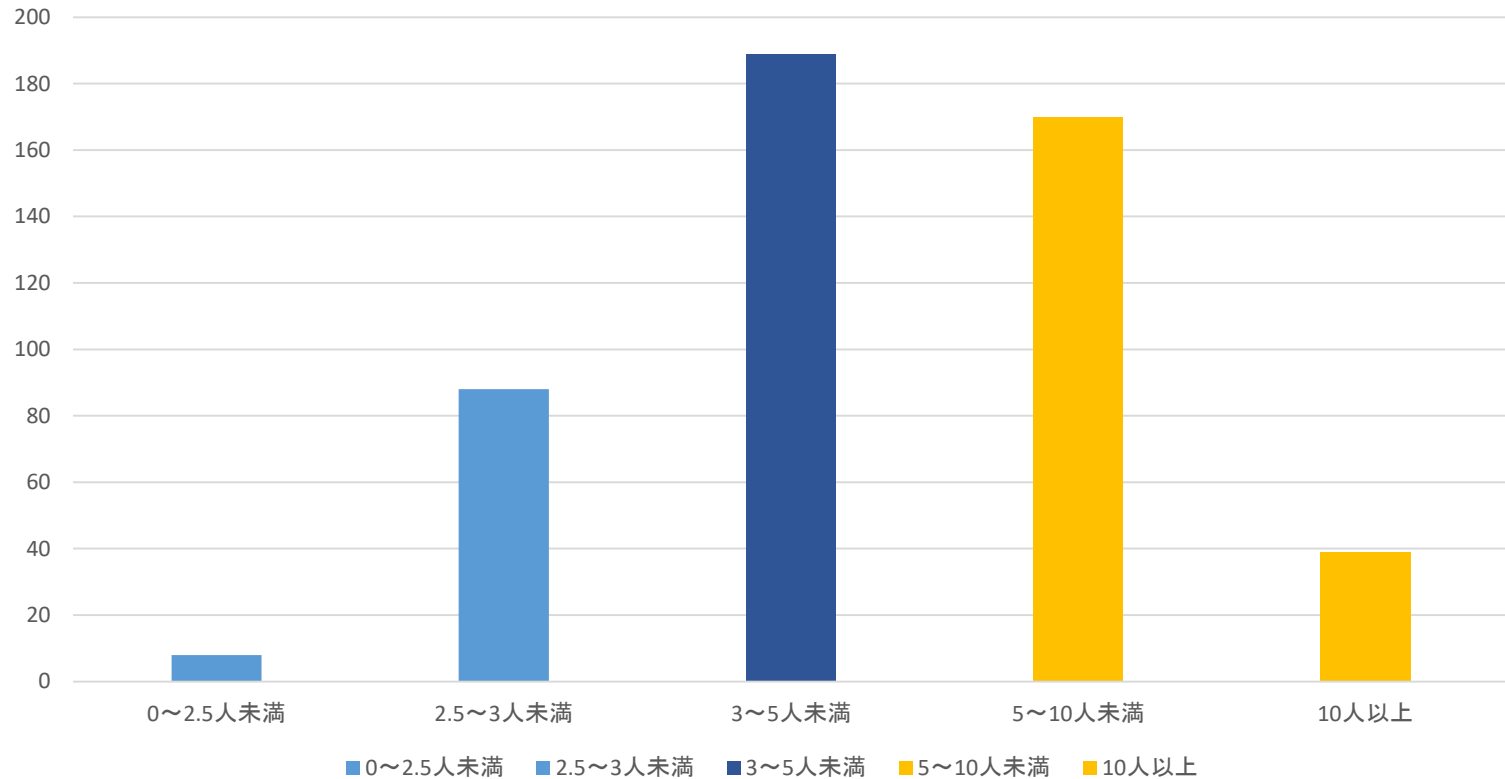


回収率: H29年度82.4%、H30年度67.1%

(出典: 神奈川県看護職員就業実態調査結果 平成27年度～令和2年度)

看護職員数（常勤換算）3人～5人未満の事業所が約4割を占めている。

看護職員常勤換算別の事業所数

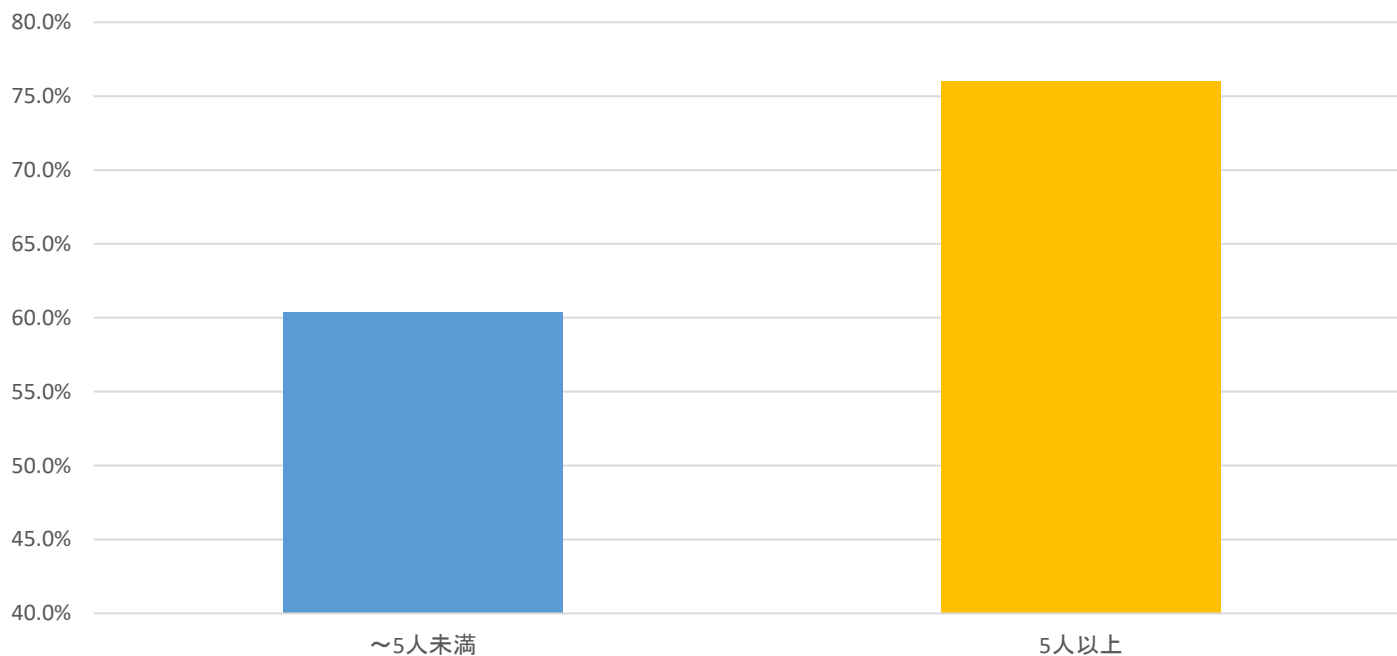


(出典: 令和2年度神奈川県看護職員就業実態調査結果)

職員数5人以上の事業所は、黒字経営が約7割5分を占めている。

→看護職員数（常勤換算）を一定数以上雇用している事業所は、継続の安定化が図られていると考えられる。

黒字経営の訪問看護ステーション

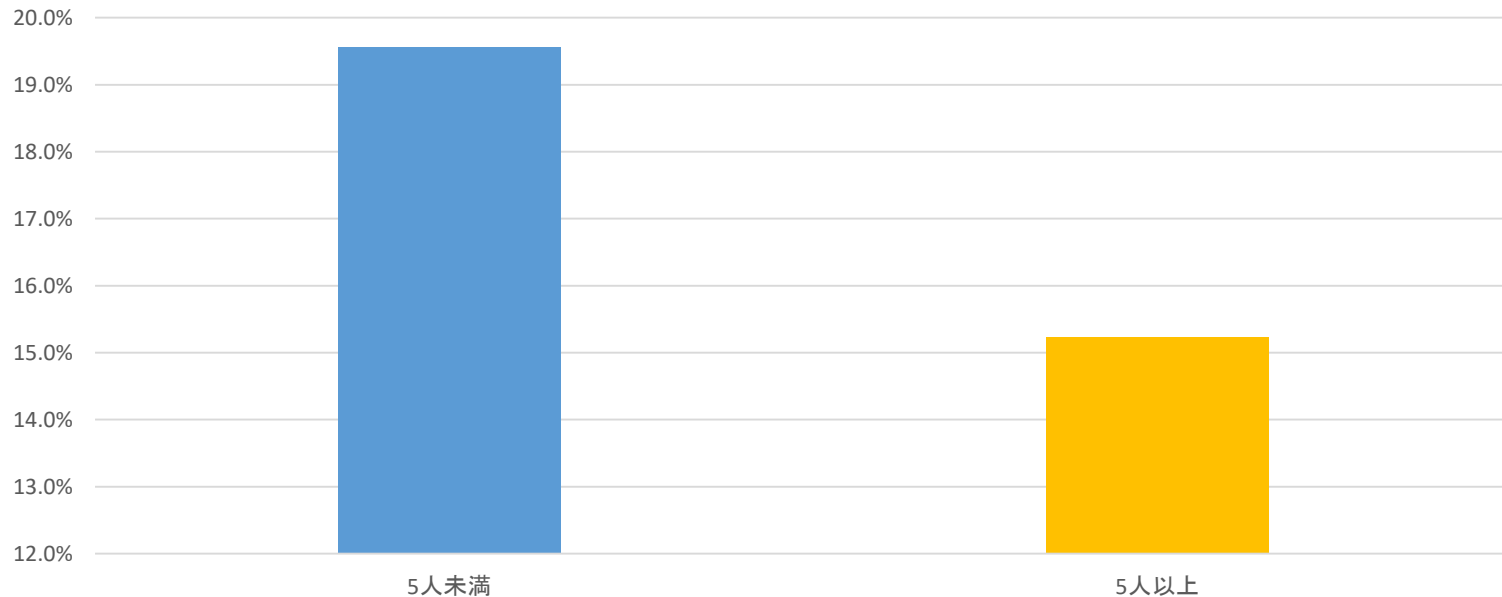


（出典： 社団法人全国訪問看護事業協会,訪問看護ステーション経営概況緊急調査報告書,2008）

看護職員数（常勤換算）5人以上の事業所は、離職率が約1割5分であり、5人未満の事業所の離職率は約2割である。

→看護職員数（常勤換算）を一定数以上雇用している事業所は、離職率が低い。

看護職員常勤換算数別 離職率

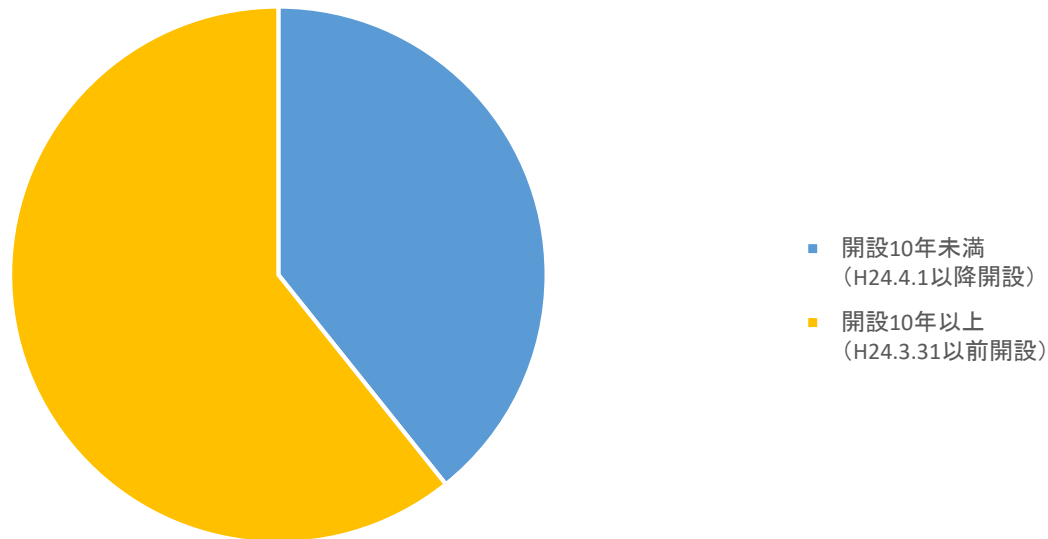


(出典: 令和2年度神奈川県看護職員就業実態調査結果)

看護職員数（常勤換算）5人以上の事業所は、開設期間が10年以上の事業所が約7割を占めている。

→看護職員数（常勤換算）5人以上の事業所は、継続の安定化が図られていると考えられる。

看護職員常勤換算5名以上事業所の開設期間



- 看護職員数（常勤換算）は平成27年度から5年間でおよそ1.5倍に増加している。
- 看護職員数（常勤換算）は5～10人未満の事業所の増加率が最も高い。
- 看護職員数（常勤換算）3人～5人未満の事業所が約4割を占めている。
- 職員数5人以上の事業所は、黒字経営が約7割5分を占めている。
- 看護職員数（常勤換算）5人以上の事業所は、離職率が約1割5分であり、5人未満の事業所の離職率は約2割である。
- 看護職員数（常勤換算）5人以上の事業所は、開設期間が10年以上の事業所が約7割を占めている。



訪問看護ステーション看護職員(常勤換算)の人数が多いほど経営が安定し継続できる要素が高いと推測するが、県内訪問看護ステーションの基盤強化を具現化するために、県内で最も多い看護職員(常勤換算)3人～5人未満の事業所に焦点化し、看護職員(常勤換算)5人以上に移行できることを優先したい。(10人以上への移行よりも実効性が高いと考える)

令和3年度にいただいたご意見を踏まえた今後の方向性(案)

看護職員(常勤換算)5人未満の訪問看護ステーションは赤字経営に陥りやすく、離職率が高い傾向にある



訪問看護ステーションが安定的に経営できる基盤強化を図る必要がある



訪問看護ステーションの規模の適正化

令和4年度訪問看護部会【事務局案】

・訪問看護ステーション実態調査実施

対象：看護職員(常勤換算) 5人～10人規模の訪問看護ステーション

実態調査の結果・好事例を当該協議会の場で共有するとともに、常勤換算3人～5人未満の訪問看護ステーション基盤強化の方策等について議論してはどうか

今後の方向性（案）

訪問看護ステーションの規模の適正化について

（1） 施策の方向性

訪問看護ステーションの規模の適正化

（2） 施策に向けた取り組み

【実態調査の実施】

対象：看護職員(常勤換算) 5人～10人の訪問看護ステーション

調査内容：資金、運営、夜間対応、継続の秘訣等

方法：インタビュー（30分程度・オンライン）

○実態調査スケジュール

訪問看護ステーション規模	調査時期	プレゼン予定
看護職員(常勤換算) 5人～10人	8月～9月	第2回 訪問看護部会